

## 大子町農産品認証制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大子町農産品ブランド推進協議会規約第9条の規定に基づき、大子町農産品認証制度を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

### (認証品の名称)

第2条 大子町農産品ブランド認証の名称は「だいがみ」とする。

### (認証基準及び認証を受ける資格)

第3条 認証を受けようとする農産品の認証基準及び認証を受ける資格を有する者は、別に定める大子町農産品ブランド「だいがみ」認証基準によるものとする。

### (認証の申請)

第4条 認証を受けようとする者は、対象品目が農産物の場合は大子町農産品認証申請書(様式第1-1号)を、加工品の場合は大子町農産品認証申請書(様式第1-2号)を次の各号に掲げる書類等を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 認証を受けようとする農産品。ただし、商品見本の添付がないときは、対象品目の仕様書、写真、カタログ等。
- (2) 生産履歴記帳の写し、または取得している各種認証制度の証明書等の写し。
- (3) 対象品目の生産又は販売について、該当する法令の規定がある場合、その許可書等の写し。
- (4) 申請者の概要が分かるもの。

### (認証の決定等)

第5条 会長は、前条の規定による申請があった場合は、協議会を招集し大子町農産品認証審査を行うものとする。

2 会長は、審査の決定を町長へ報告し承認を得なければならない。

3 町長は、承認すると決定したときは、当該申請者に対し大子町農産品認証書(様式第2号)を交付し、大子町農産品認証台帳(様式第3号)に掲載し、これを公表するものとする。

4 町長は、認証しないと決定したときは、大子町農産品不認証通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

### (有効期間)

第6条 認証の有効期間は、認証した日から5年間とし、再認証申請は妨げない。

### (認証の表示)

第7条 認証された農産品(以下「認証農産品」という。)は、認証マーク(様式第5号)を表示しなければならない。

- 2 認証マークの表示は、農産品認証事業者(以下「認証事業者」という。)が自ら定めた規格のもとに包装・容器・宣伝物等にマークシールを貼付するか、印刷等を行うことにより行うものとする。
- 3 前項の規定により、認証マークを表示するときは、大子町農産品認証マーク表示承認申請書(様式第6号)及び試作品を提出し、町長の承認を得なければならない。
- 4 会長は、申請書及び試作品を元に審査し、適正であると判断したときは、大子町農産品認証マーク表示承認通知書(様式第7号)を交付する。  
なお、内容に不備がある場合は是正の指導を行い、是正確認後に承認するものとする。

#### (認証内容の変更)

- 第8条 認証事業者は、認証された内容に、次の各号のいずれかに該当する変更が生じた場合は、大子町農産品認証事項等変更届出書(様式第8号)により、速やかに町長に報告しなければならない。
- (1) 認証事業者の氏名、名称若しくは代表者名又は住所等を変更したとき。
  - (2) 認証農産品の名称、規格、形状、包装、容器等の一部に改良を加えたとき。
  - (3) その他申請書記載事項等に変更が生じたとき。
- 2 町長は、前項の報告について、その内容が認証基準に適合しないなど、認証の継続は不相当と判断したときは、認証を取り消すものとする。

#### (調査等)

- 第9条 会長は、特に必要があると認めるときは、認証事業者に対して認証農産品に係る報告を求め、又は認証農産品の生産・製造・販売現場等への立入調査を実施することができる。

#### (認証の取消し)

- 第10条 町長は、認証事業者が次の各号に該当する場合には、大子町農産品認証取消し通知書(様式第9号)により通知し、認証を取り消すことができる。
- (1) 認証農産品の認証に関わる信用失墜行為があった場合。
  - (2) 認証マークを不正に使用したとき。
  - (3) 認証農産品が、第2条に規定する認証基準を満たさないと判断された場合。
- 2 前項の規定により認証を取り消された認証農産品については、問題点が是正された場合であっても、取り消された日から1年が経過しなければ再申請をすることができない。

#### (認証事業者の責務)

- 第11条 認証事業者は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、次の各号の事項について留意しなければならない。
- (1) 町内外の消費者及び流通関係者に対して積極的な情報発信を行うことにより、認証農産品の認知普及に努めること。
  - (2) 認証農産品の出荷量、流通状況及び消費動向については、随時把握に努めること。
  - (3) 認証農産品の計画的な生産・製造・販売及び適正な品質管理並びに関係書類の整理保管に努めること。

2 認証農産品の生産・製造・販売等において、当該認証農産物に係る事故、又は苦情等(以下「事故等」という。)が発生したときは、認証事業者がその責任を負うものとし、大子町及び協議会はその法的責務を負わないものとする。

また、当該認証事業者は、その事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。

3 認証事業者は、事故等が発生したときは、当該事故等の内容及び解決のために講じる対処方法等について、事故等報告書(様式第10号)により、遅滞なく町長に報告しなければならない。

(実績報告等)

第12条 認証事業者は、毎年4月から翌年3月までの1年間の認証農産品に関わる生産・販売、認証マークの使用実績等について、大子町農産品認証マーク使用等実績報告書(様式第11号)を作成し、町長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月7日から施行する。